

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則

昭和 60 年 2 月 1 日  
公安委員会規則第 1 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則を公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則

(風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域の特例)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年東京都条例第 128 号。以下「条例」という。)第 3 条第 1 項第 1 号ただし書の規則で定める地域は、近隣商業地域及び商業地域に隣接し、かつ、当該地域からの距離が 20 メートル以下の区域とする。

(平 11 公委規則 1・一部改正)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号ただし書の規則で定める地域は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる区域とする。ただし、当該区域のうち、風俗営業の規制に当たり著しい支障があると東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)が認める区域を除く。

(1) 近隣商業地域

ア 大学、病院(児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 15 条第 2 項に規定する第一種助産施設を含む。次号において同じ。)及び診療所(8 人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。)の敷地からの距離が 50 メートル以上の区域

イ 児童福祉施設最低基準第 15 条第 3 項に規定する第二種助産施設(以下「第二種助産施設」という。)及びアの診療所以外の診療所の敷地からの距離が 20 メートル以上の区域

(2) 商業地域

ア 学校(大学を除く。)、図書館及び児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する助産施設を除く。)の敷地からの距離が 50 メートル以上の区域

イ 大学、病院及び診療所(8 人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。)の敷地からの距離が 20 メートル以上の区域

ウ 第二種助産施設及びイの診療所以外の診療所の敷地からの距離が 10 メートル以上の区域

- 2 前項の規定にかかわらず、近隣商業地域及び商業地域のうち、風俗営業に係る営業所が密集した区域で、特に風俗営業の規制に当たり支障がないと公安委員会が認めて告示する区域は、条例第3条第1項第2号ただし書の規則で定める地域とする。

(平 14 公委規則 1・一部改正)

(風俗営業の営業時間の制限の特例)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める日は、年末年始にあつては12月10日から翌年の1月7日までの日、大規模な祭礼が行われる日等にあつては公安委員会が告示する日とする。

- 2 条例第4条第2項の規則で定める地域は、年末年始にあつては都内全域(次条で規定する地域を除く。)、大規模な祭礼が行われる日等にあつては公安委員会が告示する地域とする。

- 3 条例第4条第3項の地域の区分ごとに規則で定める時は、前項及び次条で規定する地域(特別の事情がある地域として公安委員会が告示する地域を除く。)については午前1時、特別の事情がある地域として公安委員会が告示する地域については公安委員会が告示する時とする。

(平 11 公委規則 1・全改、平 14 公委規則 1・一部改正)

(営業延長許容地域の指定)

第4条 条例第4条の2の商業地域のうち規則で定める地域は、公安委員会が告示する地域とする。ただし、条例第3条第1項第1号に規定する住居集合地域からの距離が20メートル以下の区域を除く。

(平 11 公委規則 1・追加)

附 則

この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(平成11年公委規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年公委規則第1号)

この規則は、平成14年2月18日から施行する。